

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成21年1月27日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 万代書店北上店 北上市村崎野14地割68番地32
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成21年1月7日
- (5) 変更の理由 顧客の利便を図るため

2 届出年月日 平成21年1月6日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所